



所沢市中小企業融資制度のご案内

所沢市役所 産業振興課(市役所別館)

TEL04-2998-9157

FAX04-2998-9162

◆1-1 所沢市中小企業融資制度とは

所沢市中小企業融資制度は、市内の中小企業の皆さんを支援するために、事業に必要な資金の貸付けを低利率で行う制度です。
詳細は市役所産業振興課へお問い合わせください。

※審査により、融資につながらない場合もありますので、ご了承ください。



◆1-2 ご利用のメリット

- ・市が斡旋することにより、**低利率**の融資制度となっています。
- ・お支払された**利子額の一部を補助します**。(詳細は◆1-3へ)
- ・埼玉県信用保証協会による**信用保証制度**が利用できます。(詳細は◆1-4へ)
- ・特別小口資金では、**保証人や担保が不要**です。

◆1-3 利子補給について

当市では、中小企業者の借入資金の利子負担を軽減するため、利子額(延滞利息は除く)の30%(※)を限度として、予算の範囲内で補助しています。ただし、事業を途中でやめた場合や、市外への転出した場合、貸付期間の上限を超過した場合には補助は受けられません。

※以下に掲げる補助金の交付決定を受けた設備について融資を受けた場合の補助率は40%となります。

- ・所沢市地域資源活用・ものづくり総合支援補助金
- ・所沢市障害者雇用推進企業支援補助金
- ・所沢市スマートハウス化推進補助金(詳細はマチごとエコタウン推進課(Tel:04-2998-9133)にお問い合わせください)

◆1-4 信用保証制度について

信用保証協会は、中小企業の皆さんが金融機関から事業資金を借り入れる際、公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。所沢市の制度融

◆1-5 資金使途について

融資できる資金は、下記に掲げるような事業経営に必要な資金に限られます。

- 運転資金…原材料の購入資金、給与の支払資金、商品仕入・買掛支払の手形決済資金 等
- 設備資金…設備の新增設資金、建物の増改築資金、機械・備品購入資金 等

◆融資申込の際に必要な書類◆

番号	申請書類	個人	法人	注意事項	書類のある場所	提出部数
1	所沢市中小企業融資制度申込書	○	○	実印押印	市役所産業振興課 (市役所別館)	原本 1部
2	信用保証委託申込書類一式	○	○	信用保証協会書式	各金融機関	原本 1部 写し 1部
3	経歴書	○	○		市役所産業振興課 (市役所別館)	原本 1部 写し 1部
4	支払明細書	○	○	最近 6ヶ月分	市役所産業振興課 (市役所別館)	原本 1部 写し 1部
5	試算表	○	○	確定申告後の状況	市役所産業振興課 (市役所別館)	原本 1部 写し 1部
6	納税証明書（法人市民税）	/	○	最近 2年度分 ※取得時に代表者の押印（又は委任状）が必要	市役所市民税課（低層棟2F）又はまちづくりセンター	原本 1部 写し 1部
7	納税証明書（事業税）	○	○	最近 2年度分	県税事務所	原本 1部 写し 1部
8	履歴事項全部証明書	/	○	※必要に応じて閉鎖事項全部証明書	さいたま地方法務局	原本 1部 写し 1部
9	印鑑証明書（法人）	/	○	法人分	さいたま地方法務局	原本 1部 写し 1部
10	納税証明書（市県民税）	○	○	最近 2年度分（個人：本人分 法人：連帯保証人分（※特別小口資金の場合は代表者分）） ※申込時期が4月～6月の場合、前年及び前々年分 申込時期が7月～3月の場合、今年度納期到来分及び前年分	市役所市民税課（低層棟2F）又はまちづくりセンター	原本 1部 写し 1部
11	課税証明書（市県民税）	○	○	最近 2年度分（個人：本人分 法人：連帯保証人分（※特別小口資金の場合は代表者分）） ※年度は、上記納税証明書と合わせてください。	市役所市民税課（低層棟2F）又はまちづくりセンター	原本 1部 写し 1部
12	印鑑登録証明書	○	○	個人：本人分 法人：連帯保証人分（※特別小口資金の場合は代表者分）	保証人の住所地の市役所等	原本 1部 写し 1部
13	確定申告書の写し	○	○	直近 2期分 個人：決算書（青色）又は収支内訳書（白色）を添付 法人：法人税、県法人事業税、法人市民税	お手持ちの申告書の控え	写し 2部
14	決算書の写し	/	○	最近 2期分（内訳明細書を含む）	お手持ちの決算書の控え	写し 2部
15	許認可登録等の写し	○	○	※必要な業種のみ	お手持ちの登録書等の控え	写し 2部
16	宣誓書	○	○	※飲食業のみ	産業振興課 (市役所別館)	原本 1部 写し 1部
17	工事契約一覧表	○	○	工事請求書又は明細書の写しを2部添付 ※許認可登録等が必要でない建設業のみ	市役所産業振興課 (市役所別館)	原本 1部 写し 1部
18	個人情報に関する同意書	○	○		市役所産業振興課 (市役所別館)	原本 1部 写し 1部
19	その他市長が必要と認めるもの	○	○			

<設備資金の場合> 上記に加えて

20	見積書・カタログ	○	○	申込人宛の見積書で、発行者の押印があり有效期限内のもの（屋号のみの記載は不可）	ご自身で用意してください	原本 1部 写し 1部
21	図面・建築確認通知書の写し	○	○	※増改築の場合（建築確認通知書は増床10m ² を超える場合のみ必要）	ご自身で用意してください	写し 2部
22	賃貸借契約書・貸主の同意書の写し	○	○	※改装等で、対象物件が他人所有の場合	ご自身で用意してください	写し 2部
	家屋所在証明書	○	○	※改装等で、対象物件が自己所有の場合	市役所資産税課（低層棟2F）	原本 1部 写し 1部

<災害復興資金の場合> 上記に加えて

23	火災証明書	○	○	※火災の場合	最寄りの消防署又は分署	写し 2部
	罹災証明書	○	○	※火災以外の災害の場合（建物）	市役所資産税課（低層棟2F）	写し 2部
	被災証明書	○	○	※火災以外の災害の場合（設備・自動車等）	市役所危機管理課（高層棟4F）	写し 2部

◆所沢市融資制度一覧◆

制度名		貸付限度額 ※1	貸付期間	利率 (実負担)	保証料	連帯保証人	担保	共通資格要件	追加要件	事業者への 利子補給
①	中小企業支援資金	3,000万円 以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 据置 1年以内	1.90% (1.33%)	1.59% 以内 ※3	個人:不要 法人:代表者(原則) ※4	必要に 応じ 徴求	◆市内に事業所を有し同一事業を引き 続き一年以上営んでいること。※5		
②	特別小口資金 (無担保無保証人)	1,250万円 以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 据置 6ヶ月以内 ※2	1.75% (1.225%)	0.8% 以内 ※3	不要	不要	◆個人においては、市内に引き続き一年以上居住していること。 法人においては、市内に引き続き一年以上法人登記をしていること。 ◆市税の納税義務者で、市税を滞納していないこと。 ◆信用保証協会の代位弁済による債務のない者。	◆申込みの日以前一年間において、 市民税の所得割額(法人の場合は法人税割額)があるもの ◆小規模企業者(常時使用する従業員20人以下、 商業・サービス業は5人以下)で、特定事業を行なっているもの ◆市の特別小口資金の残高以外に、 信用保証協会の保証付借入の残高が無いこと※7	年間支払 利子額の 30%以内 (指定する補助 金(表紙を参 照)の補助対 象となり、設備 資金の融資を 受けた場合に は40%)
③	災害復興資金	5,000万円 以内	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 据置 1年以内	1.75% (1.225%)	1.59% 以内 ※3	個人:不要 法人:代表者(原則) ※4	必要に 応じ 徴求	◆許認可等が必要な業種は、その許認 可等を取得していること。※6	◆火災その他の災害による被害を受け、復興資金を必要とするもの	

◆制度上の注意事項◆

※1:中小企業支援資金と特別小口資金を併せて融資を受ける場合、合計で3,000万円が限度額となります。

※2:運転資金と設備資金を併用で利用される場合、貸付期間は10年以内となります。

※3:埼玉県信用保証協会が、決算内容等に応じて保証料を決定します。

※4:連帯保証人については、個人・法人ともに例外的に1名以上を必要とする場合があります。

※5:市内における事業実績が必要となります。

※6:融資対象設備の設置後必要となる許認可等については、融資実行後、速やかに取得してください。

◆用語説明◆

○市内に居住とは?
住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に
記録されていることをいいます。

○法人登記とは?
本店登記又は支店登記のことです。

○市税とは?
市税条例に定める以下の税のことです。

①市民税 ②固定資産税 ③軽自動車税 ④市たばこ税
⑤特別土地保有税 ⑥事業所税 ⑦都市計画税 ⑧入湯税

○市民税の所得割額・法人税割額とは?

お客様の所得金額に応じて納めていただく税のことです。
個人市民税の所得割の有無・額については、「市民税・県民税税額決定
納税通知書」や「市民税・県民税課税証明書」等でご確認いただけます。
法人市民税の法人税割額の有無・額については、お手元「市町村民税の
確定申告書」(確定申告書の第二十号様式)や、「法人市民税領収証書」
等でご確認いただけます。

◆資金使途上の注意事項◆

◇融資の対象とならない資金とは?

事業経営に関連のないものに使用される資金や、借入金の返
済資金は、融資の該当なりません。

その他、融資の対象とならない資金の例は以下のとおりです。

《融資対象外の資金》

土地、住宅、事業に直接関係のない乗用車の購入資金、税金
支払のための資金、必要な許認可等を受けていない設備資金、
所沢市外に設置する設備資金、申込時に代金が支払済みの設
備資金、その他事業とは無関係の資金など

◆設備資金申込時の注意事項◆

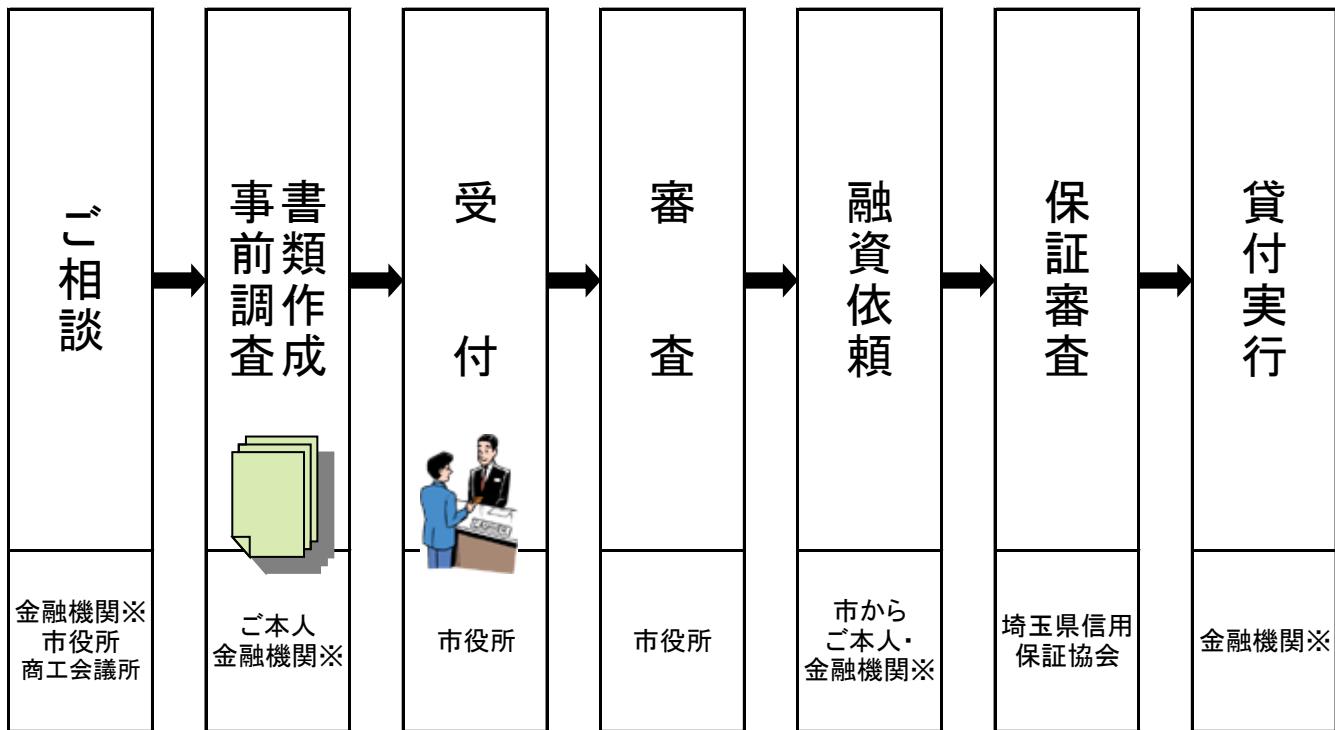
◇設備内容によって次の書類が必要になります。

- 1 車両・機械等購入の場合 見積書・カタログ
- 2 工場・店舗等の建築、増築の場合 建築確認書(写)・図面・見積書
- 3 工場・店舗等の改築の場合 図面・見積書

◆設備完了届の提出

融資が実行されたら、次の書類を添付して設備完了届を提出してください。
提出されないとときは、融資資金を一括返済していただく場合があります。
・領収書等支払を証明する書類の写し
・車両購入の場合は、自動車検査証の写し
・融資対象設備の設置に許認可等が必要な場合は、その許認可証の写し

☆ご相談から融資実行までの流れ



※金融機関:市の指定するもの(裏面、「所沢市融資制度取扱金融機関」に記載)

- 各融資制度のご利用にあたっては、融資条件等について、取扱金融機関に事前に相談し、貸付けについての了承を得たうえでお申し込みください。
- 市の審査で融資依頼が決定されても、その後の保証審査において否決される場合がありますので、ご了承ください。
- 金融機関・商工会議所では、市の融資以外にも様々な融資のご相談を受け付けております。

☆融資の申込みにあたって

- ・融資制度取扱金融機関については、裏面の一覧表を参照してください。
- ・融資に当たっては、ご自身が希望する金融機関と、十分連絡を取り合うようにしてください。
- ・使途が明確でない融資はできかねますので、使途をはっきりさせておきましょう。
- ・借入金額は、返済のことを考慮し、過大にならないよう注意しましょう。
- ・事業実績や申込金額等により、全額ご融資できない場合もあります。

☆現地調査について

市役所では、書類の受付後、事業所の営業実態等を把握するため、必要に応じて現地調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

所沢市融資制度取扱金融機関一覧表

No.	金融機関名	電話番号
1	埼玉りそな銀行 所沢支店	2922-2141
2	" 新所沢支店	2922-1221
3	" 小手指支店	2949-5171
4	三菱UFJ銀行 所沢支店	2923-2136
5	" 所沢中央支店	2923-2136
6	みずほ銀行 所沢支店	2923-4111
7	" 新所沢支店	2923-2241
8	三井住友銀行 所沢支店	2923-7115
9	" 小手指支店	2924-1161
10	武蔵野銀行 所沢支店	2922-7111
11	" 新所沢支店	2993-6151
12	" 下山口支店	2925-3111
13	" 所沢駅前支店	2922-7111
14	" 東所沢支店	2945-7211
15	東和銀行 所沢支店	2923-3111
16	" 狹山ヶ丘支店	2948-3111
17	群馬銀行 所沢支店	2926-2251
18	飯能信用金庫 所沢支店	2922-1231
19	" 狹山ヶ丘支店	2948-8141
20	" 新所沢支店	2942-1225
21	" 山口支店	2928-1833
22	" 小手指支店	2922-1155
23	" 所沢東支店	2998-4300
24	" 所沢けやき台支店	2922-1231
25	" 所沢松井支店	2945-7221
26	青梅信用金庫 所沢支店	2923-0111
27	" 東所沢支店	2944-2211
28	" 北野支店	2928-8111
29	西武信用金庫 狹山ヶ丘支店	2949-3621
30	埼玉県信用金庫 所沢東支店	2944-9361
31	きらぼし銀行 秋津支店	042-393-9611
32	多摩信用金庫 秋津支店	042-395-7221
33	八十二銀行 所沢支店	2924-1582
34	山梨中央銀行 東村山支店	042-395-4511

※ ここに掲載する金融機関以外は、所沢市の融資制度は取り扱いできませんのでご注意ください。

※ 取扱金融機関に変更が生じる場合があります。最新の情報は市ホームページでご確認ください。